

建築主のみなさまへ

# 「完了検査申請書」を 提出しましょう。

工事が完了したら「完了検査申請書」を提出しなければなりません。

提出義務があるのは、建築主であるあなたです。

完了検査を受けて合格すると検査済証が交付されます。

なお、検査を受けないで使用すると処分を受けることがあります。



- 1 提出先は、建築確認を受けた**建築主事**です。
- 2 確認審査と完了検査に要する手数料は、それぞれ別に納めることになっていますので、完了検査申請書の提出の際には**完了検査申請手数料**を添えてください。
- 3 その他の注意
  - ◆工事監理を委託したとき……  
建築士事務所の開設者から工事監理の方法等を説明する**文書**を必ず受け取ってください。(建築士事務所の開設者は建築士法により当該文書を建築主に交付することが義務付けられています。)
  - ◆工事監理者・工事施工者の届出……  
工事監理者又は工事施工者が未定の場合は、**工事着手前までに定めて届け出**てください。また、**変更したときも届け出**てください。



# 工事が完了したら どうすればよいのですか？



**Q** 工事完了から検査までのような手続きですか？

**A** 図で示すと次のとおりです。



**Q** 建築主はどのような法的義務を負わされていますか？

**A** 工事が完了したら4日以内に、建築主事に「完了検査申請書」を提出し、検査を受け、検査済証の交付を受けなければなりません。

**Q** なぜ、検査済証の交付を受けないとならないのですか？

**A** 完成した建物と敷地が建築基準法に適合していることの証しが「検査済証」です。これは建物が安全に使用でき、また、良好な市街地環境の確保に適合しているということです。さらに、検査済証がないと公的融資を受けることができなかったり、将来、建築物を譲渡する場合に不利になることが考えられます。

**Q** 守らないと罰則が課せられるの？

**A** 罰則が課せられます。「完了検査申請書」を提出しないと20万円以下の罰金が課せられます。また、検査済証を受けないで使用すると30万円以下の罰金が建築主に課せられることがあります。